○防衛省告示第百八十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用の条件変更、追加提供及び新規提供が令和七年八月八日次のとおり決定された。

令和七年八月十二日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五〇〇一	板付飛行場	福岡市	国有	建物…約二五〇平方メートル 工作物…照明装置等 令和七年六月十六日

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇二二	嘉手納弾薬庫地区	沖縄県中頭郡読谷村、嘉手納町	国有 公有 民有	土地…約二、二〇〇平方メートル 土地…約七、七〇〇平方メートル 土地…約二六、〇〇〇平方メートル 陸上自衛隊が火薬庫建設工事に係る調査・設計を実施するため、共同使用の条件を変更する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六九	別海矢臼別大演習場	北海道野付郡別海町	国有	土地…約一、七五八、〇〇〇平方メートル 工作物…囲障等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月六日から同月二十八日までの間 航空自衛隊計根別着陸場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇六九	別海矢臼別大演習場	北海道野付郡別海町	国有	建物…約五〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月十四日から同月三十日までの間 陸上自衛隊別海矢臼別大演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
一〇七七	丘珠駐屯地	札幌市	国有	土地…約七九、〇〇〇平方メートル 建物…約九二〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月十二日から同月二十五日までの間 陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二三	大矢野原・霧島演習場	熊本県上益城郡山都町	国有	土地…約六、七〇〇平方メートル 建物…約九〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。
五一二五	健軍駐屯地	熊本市	国有	土地…約一、〇〇〇平方メートル 建物…約二五〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月一日から同年十月三日までの間 二収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊北熊本駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二六	目達原駐屯地	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡上峰町	国有	土地…約七、九〇〇平方メートル 建物…約一八、〇〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月五日から同年十月三日までの間 二収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊目達原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。 提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二七	鹿屋飛行場	鹿屋市	国有	土地…約九四、〇〇〇平方メートル 建物…約二六、〇〇〇平方メートル 工作物…水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間…令和七年九月五日から同月二十五日までの間 二収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間